

Title	村石正行君博士学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.1 (2011. 3) ,p.91- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110300-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

村石正行君博士学位請求論文審査要旨

論文題目「中世の契約社会と文書」

論文の構成と概要

村石正行君の博士学位請求論文「中世の契約社会と文書」は、原文書ないしは写の形で現代まで伝わった文書や、寺院の文書目録にその存在を記録された文書を手がかりに、中世日本において取り交わされた契約のあり方を論じたもので、その構成は以下の通りである。

序章 契約における文書作成について 分析と課題

- 一 本論文に関わる研究史
- 二 本論文の視角

第一部 中世の契約と文書の作成

- 第一章 売買における双方向の契約文書
 - 一 売券の陰の買券
 - 二 古代的売券から中世的売券への転換
 - 三 「売券」を「買券」と称すること
 - 四 売買契約の場における売主・買主
 - 五 買主を主体とした文書の作成
- 第二章 中世の借用と預状の作成
 - 一 「預り状」と「預け状」
 - 二 預け状の形態

三 預け状の作成

第三章 処分状の作成

- 一 処分状の形態
- 二 処分状と「書分」
- 三 権利証文の作成と書分

第二部 売寄進と同日付売券・寄進状の作成

第四章 売買契約と売寄進

- 一 同日に二通作成される権利証文
- 二 売寄進状の実態
- 三 買得即時寄進型売寄進と「仲介者」
- 四 買得即時寄進型売寄進における買得と上分寄進

第五章 長楽寺復興運動と売寄進

- 一 長楽寺文書について
- 二 長楽寺における土地売買契約文書
- 三 長楽寺の復興と売寄進について

第六章 洞松寺文書にみる売寄進と在地社会

- 一 備中洞松寺と伝来文書
 - 二 備中洞松寺文書における売寄進
 - 三 毛利領国下の検地と打渡坪付
 - 四 「洞松寺文書」にみえる庄氏について
- 第三部 中世後期禅宗寺院における文書目録作成と契約文書
- 第七章 中世後期曹洞宗寺院の地方伝播について
- 一 信濃における禅宗史
 - 二 十五世紀信濃国における曹洞宗の広がり

第八章 中世後期地方曹洞宗寺院にみる仏事興行と文書目録の作成

- 一 「文書目録」の史料論
- 二 如仲天問の系譜
- 三 洞松寺文書中の「文書目録」
- 四 目録に見える追善のあり方

附論 北高全祝と龍雲寺

- 一 はじめに
 - 二 戦国大名武田氏と曹洞宗寺院の統制
 - 三 北高全祝法語と在地社会における曹洞宗の受容
- 第九章 中世後期臨濟宗寺院にみる土地集積と文書目録の作成——「臨照山記録西岸寺規式」の文書目録を中心に——
- 一 臨濟宗西岸寺の伝来史料
 - 二 西岸寺と在地社会
 - 三 寺院の土地集積と目録の作成
 - 四 西岸寺文書目録の作成目的について

終章

- 一 契約と文書交換
- 二 寄進と売買契約としての売寄進
- 三 宗教文書にみる契約と信仰
- 四 中世の契約の双方向性——中世的文書主義との関わりから——

序章では、本論文における考察の前提として、中世の土地所有論に関する研究史を整理した上で、土地所有を中心とする契約関係の特質を探るために文書の様式・機能に注目する意義を説き、次章以下における考察の出発点を提示する。

第一部では、売買・貸借などに際して作成された文書を取り上げてその機能を分析し、特に契約の両当事者が文書を取り交わす行為を検出する。すなわち第一章では、これまでの研究の中で見過ごされてきた「買券(かいけん)」の存在を指摘し、中世の土地売買に際して売主・買主の間で売券(うりけん)・買券の交換が行われていた事実を浮かび上がらせ、第二章では、土地やモノの貸借に際して貸主・借主の間で預け状・預かり状・貸券・借券(借用状)の交換が行われていたことを実例に即して論じている。また第三章では、やはり先行研究で見落とされていた「書分(かきわけ)」という文書を取り上げ、土地の売買・譲渡に際して、当該の土地を含む過去の券文からその土地の権利部分のみを切り分けて作成する証文であることを明らかにした。

第二部では、土地の寄進と売却が複合した契約である売寄進について論ずる。古典的な研究では、徳政による土地取戻しを回避するため、売券の他に寄進状を作成して、徳政対象外の寄進と偽装できるようにするのが売寄進とされていたが、近年では、信仰心に基づく寄進と経済的必要に迫られての売却が複合した売寄進行為の存在も注目されている。そして本論文第四章では、寄進を望む土地所有者が経済的必要から第三者である

仲介者に土地を買い取ってもらい、その仲介者から寺院に寄進する買得即時寄進型という、これまで知られていなかった売寄進の形態を検出した。これを受けて第五章では上野の長楽寺文書、第六章では備中の洞松寺文書を取り上げ、寺院文書全体の中における売寄進状の位置づけと寺院にとつての売寄進行為の意味を具体例に即して検証する。このうち、前者では財政基盤確立のために寺院側から土地所有者や資金力のある人物へ売寄進を働きかける構図を、後者では寺院の外護者である守護代が売寄進を利用して国内の武士と寺院との関係を結ばせ、彼らを被官化していく手法をあぶり出している。

第三部では、地方の禪宗寺院の文書目録を分析して、寺院と信者との結びつき（これも中世的契約の一つである）の特徴を探る。まず曹洞宗について、第七章で信濃国における教線拡大の過程を跡付け、特に曹洞宗太源派の動きが顕著であったという事実を押さえた上で、第八章ではその太源派の活動的特質を備中洞松寺の文書目録の分析から導き出す。この文書目録に記録された土地の寄進は、多くが信者によって供養のためになされたものであり、しかもそこには女性信者の姿も少なくなく、同派が葬送儀礼の重視、女性信者の重視によって勢力を伸ばしたことを示している。これが信濃国でも同様であったことは、十六世紀に活躍した同派の北高全祝の法語を分析した附論が裏づける。曹洞宗寺院の文書目録は、こうした信者たちとの葬送儀礼の挙行をめぐる契約内容をまとめたものであった。他方、第九章では臨濟宗寺院を取り上げ、信濃の西岸寺を初めと

する各地の寺院で作成された文書目録が、有力な外護者の協力による土地集積を記録し、室町幕府への安堵申請などに利用されたものであることを明らかにし、幕府の官寺として組織された同宗寺院の特色を浮かび上がらせる。

終章では、第一部～第三部において論じた内容を整理しつつ、さらに新たな史料を提示し、中世における契約の双方向性を強調している。

審査の要旨

村石正行君の博士学位請求論文「中世の契約社会と文書」は、これまでの研究において見過ごされてきた種類の文書をすくい上げ、それが手がかりに中世における契約行為の特質を実証的に浮き彫りにした、優れた研究と評価できる。

契約の場で作成された文書に注目した第一部では、第一章で「買券」という様式の文書を発見して、売買における買主側から売主への文書発給の存在を明らかにし、第二章でも「貸券」という文書を発見するとともに、預り状・預け状の機能を分析して、貸借においても同様に双方向の文書授受を見出したのが、特筆すべき成果である。土地を買い取る側が所有権証明のために受け取る売券や、土地所有者が貸し出した土地の権利を担保し、債権者が債権を確保するために受け取る借用状ばかりをクローズアップしていた先行研究の盲点を突き、中世における契約のあり方に再考を迫る重要な指摘と言える。第三章で「書分」という耳慣れない呼称の文書の実体を明確にするとともに、

これを含む処分状と呼ばれるグループの文書の機能を、通説のように単なる讓状の同義語と片付けるのではなく、「文書自体の効力を永続・維持させるための文書」と位置づけた点も興味深い。

売寄進の実態を究明した第二部においても、以前から存在が知られていた①徳政忌避型と②一部寄進・一部売却型に加えて、第四章で③買得即時寄進型の売寄進を史料の中から掘り起こしたのは重要な発見である。さらに第五・六章では、それが売主・仲介者・被寄進者の三者のそれぞれの信仰心や利害によって行われたことを具体例に即して指摘し、このタイプの売寄進の全体像を描き出すことに成功している。

第三部では、在地の人々と葬送儀礼を通して結びつくことで発展した曹洞宗と、室町幕府や地域の豪族との関係を通して勢力を広げた臨済宗とを、第八・九章において文書目録という共通の素材から対比的に描き出す手法が鮮やかである。特に曹洞宗について、第八章と附論において僧侶の語録を読み解くというユニークな方法を合わせて活用しながら、所領等を寄進する信者とその負託に応じて供養を提供する寺院との間に存在した契約の意識を浮かび上がらせたのは貴重な成果と言える。また、第七章において、信濃国内の曹洞宗と臨済宗の教線の広がりや、南北朝～室町期の政治情勢と結びつけて論じているのも明快である。

以上のように、本論文は先行研究が見落とししていた文書に関する発見の数々によって彩られているが、そこで終わることな

く、さらに中世における契約のあり方にまで切り込んでいる点が独創的である。売買や貸借の両当事者による契約文書の交換、複雑な買得即時寄進型の売寄進をまとめる当事者たちの動き、寄進を行う信者と寺院の間に存在した双方の契約の意識などを見ると、論文タイトルに示されているように中世の社会が「契約社会」と呼ぶにふさわしいものであったことを納得させられる。こうした視点は、これまでの中世史研究には全く欠落していたものである。

本論文において、村石君の優れた研究を支えているのが、広範囲にわたる史料の博搜である。印刷・刊行された多くの史料集を手がかりに、日本全国の中世文書の中から関係するものを探すだけでなく、第六章・第八章で用いた備中洞松寺の文書については現地に赴いて原本調査を実施し、既存の史料集に未収録の文書を数多く発掘して、当該史料群の全体像を把握することにより、説得力のある議論の土台を築いている。また、村石君の文書に対する鋭い眼と史料操作の手腕は、例えば第八章において、洞松寺に遺された複数の文書目録断簡から、それらの祖本となる十五世紀の文書目録を復元した作業過程に、遺憾なく発揮されている。

いささか残念なのは、本論文全体に誤字・脱字がやや目立つことである。また、説明が不十分で議論を尽くしきれていない箇所がいくつもあり、村石君が省略した文章を読者の側で補いながら理解する努力を強いられるのも、本論文の難点と言わなくてはならない。とはいえ、本論文が手堅い実証に基づいて提

示した多くの新知見と斬新な議論の学術的価値が極めて高いのは疑いないところであり、審査員一同は、本研究が博士（史学）の学位を授与されるにふさわしいものと判断する。

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学大学院文学研究科教授

田代和生

副査 慶應義塾大学文学部教授

中島圭一

副査 函館大学商学部准教授

田中浩司